

葛城市開発指導要綱の改正について（お知らせ）

葛城市開発指導要綱は平成30年4月18日付けで改正を行いましたので、お知らせします。
主な改正内容は以下のとおりです。

◆ 主な改正内容

施行日 平成30年4月18日

1. 葛城市雨水流出抑制施設に関する基準の策定
2. 有線放送設備の条文削除
3. 駐車施設の大きさの変更
4. ごみ集積所の大きさ変更
5. 初期消火用具関係の事前相談を生活安全課へ変更
6. 生活安全課への添付書類の変更
7. クリーンセンター事務所の変更

1. 葛城市雨水流出抑制施設に関する基準の策定

（目的）

- ① 葛城市では、宅地開発等に伴い生じる雨水排水の流出増を抑止し、下流河川に対する洪水負担の軽減及び異常降雨時の浸水対策として、葛城市開発指導要綱に基づく開発事業で大和川流域における総合治水の推進に関する条例（平成 29 年 10 月奈良県条例第 13 号。以下「総合治水条例」という。）の適用を受けない開発行為について、雨水流出抑制施設の設計・設置に係る事項を示すものである。

（対象区域）

- ② 葛城市全域

（雨水流出抑制施設）

- ③ 事業者は、大和川流域総合治水対策として、大和川流域における総合治水の推進に関する条例（平成 29 年奈良県条例第 13 号。以下「総合治水条例」という。）に基づき、県と協議の上、雨水流出抑制施設を設置しなければならない。また、総合治水条例の適用を受けないものについては、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	貯留方式	貯留量
新たに道路を整備する戸建て住宅の開発	貯留方式（浸透方式）	70m ³ /ha ※1
新たに道路を整備しない（既存道路の拡幅のみを行う場合を含む。）戸建て住宅の開発	貯留方式（浸透方式）	60m ³ /ha ※2
共同住宅、店舗、工場等の建築、開発	貯留方式及び浸透方式	70m ³ /ha ※1

☆ 放流口の最小断面積は 5cm×5cm とする。

※1 最終放流先等の水路底の高さにより、貯留量の確保が困難な場合には、理由書等を提出し、協議により貯留量を 60m³/ha に変更することができる。

※2 接道する道路の管理区分・形状、最終放流先等の水路底の高さ、放流先等により、貯留量の確保が困難な場合には、理由書等を提出し、協議により貯留量を決定することができる。

- ④ 雨水流出抑制施設の種類については、可変側溝等（有効断面 400mm×400mm の自由勾配側溝を標準とし、水深は 8 割とする。また、側溝蓋は路面排水を集水しやすいスリット蓋等を使用するものとする。）の貯留施設を基本とし、雨水を側溝等に一時貯留し最終放流枡に別紙計算式によるオリフィスを設置し自然流下とする。ただし、可変側溝等の貯留施設での貯留量が規定量に満たない場合に限り、浸透施設の設置について協議できるものとする。

雨水貯留計算書

1. 集水面積 $A_1 = \boxed{} \text{ ha}$

2. 貯留面積 $A_2 = \boxed{} \text{ ha}$

3. 必要貯留量 $V_1 = A_1 \text{ ha} \times 70\text{m}^3/\text{ha}$
 $= \boxed{} \text{ ha} \times 70\text{m}^3/\text{ha} = \boxed{} \text{ m}^3$

4. 設置貯留量 (400mm×400mm 自由勾配側溝を標準とし、水深は 8 割とする。)

$$V_2 = W(\text{側溝幅})\text{m} \times H(8 \text{ 割水深})\text{m} \times L(\text{延長})\text{m}$$

$$V_2 = \boxed{} \text{ m} \times \boxed{} \text{ m} \times \boxed{} \text{ m} = \boxed{} \text{ m}^3$$

$$V_1 = \boxed{} \text{ m}^3 < V_2 = \boxed{} \text{ m}^3 \quad \text{OK}$$

5. 最大放流量 $Q_0 = A_1 \times q_0 \times 1/100$ ($q_0 = 3.3\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$)

$$= \boxed{} \times 3.3\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2 \times 1/100 = \boxed{} \text{ m}^3/\text{s}$$

6. 水深 $h_1 = V_1 \boxed{} / A_2$ ($\boxed{} \text{ ha} \times 10,000$) = $\boxed{} \text{ m}$

7. オリフィス敷高と地盤高の差 $h_2 = \boxed{} \text{ m}$

8. オリフィス断面 $H = h_1 + h_2$

$$= \boxed{} \text{ m} + \boxed{} \text{ m} = \boxed{} \text{ m}$$

$$Q = 0.6 \times B \times D \sqrt{2g(H - D/2)} \leq Q_0 \text{ となるオリフィス断面 } B \times D \text{ を求める}$$

$$B = \boxed{} \text{ m}$$

$$D = \boxed{} \text{ m}$$

$$Q = \boxed{} \text{ m}^3/\text{s}$$

◆以下の条文を追加・変更しました。

(排水関係)

第10条 開発区域内から放出する雨水及び汚水を排水するための必要な施設の構造については、排水すべき排水量を支障なく流下させることができる勾配及び断面積を確保しなければならない。

2～4 略

5 事業者は、大和川流域総合治水対策として、大和川流域における総合治水の推進に関する条例（平成29年奈良県条例第13号。以下「総合治水条例」という。）に基づき、県と協議の上、雨水流出抑制施設を設置しなければならない。また、この告示に基づく開発事業で総合治水条例の適用を受けないものについては、雨水流出抑制施設に関する基準（別紙3）に基づき、調整池等の設置に努め、雨水流出抑制の対策を図らなければならない。

6 事業者は、前号の雨水流出抑制施設の設置に当たっては、開発事業により影響を受けると思われる開発区域外の区域（開発区域内に設置する同一の排水施設に流れ込む区域をいう。）も加えて計画しなければならない。

7 前2項に該当しない場合であっても、同一事業者又はその事業者と密接な関係があると認められる事業者の行う開発事業が隣接して行われる場合は、雨水流出抑制施設の設置について市長と協議しなければならない。

8 略

2. 有線放送設備の条文削除

- ・ 有線放送設備の廃止に伴い、条文を削除しました。

3. 駐車施設の大きさの変更

- ・ 1台当たりの設置基準 2.5m×6.0m ⇒ 2.5m×5.0mに変更しました。

4. ごみ集積所の大きさ変更

- ・ 計画戸数1戸当たり 0.2 m² ⇒ 0.24 m²に変更しました。
- ・ 【有効面積が確保できない場合は2段になっても構いません。】の文言を削除しました。平面で有効面積を確保して下さい。

5. 初期消火用具関係の事前相談を生活安全課へ変更

- ・ 消防署で指導をしていた初期消火用具関係を生活安全課に変更

しました。

◆以下の条文を追加・変更しました。

(消防施設)

第12条 事業者は、市長及び奈良県広域消防組合葛城消防署長と協議の上、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき、その必要に応じ別に定める「奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程(平成26年奈良県広域消防組合消防長訓令甲第19号)」により、開発区域内に消火栓、防火水槽等の消防施設及び標識を事業者の負担で設置しなければならない。

2 前項により消火栓を設置する場合は、初期消火用具格納箱及び初期消火用具一式(長さ20メートルの消火用ホース、筒先、消火栓開閉キー、地下式消火栓の場合はスタンドパイプを含む。)を事業者の負担で設置しなければならない。なお、ホースの設置本数は、当該消火栓から開発区域内を防御できる本数とする。

3 事業者は、開発区域に対して有効な既設消火栓がある場合、当該消火栓最寄りの既設初期消火用具格納箱に、消火栓から開発区域内を防御できる本数となるよう消火用ホースを事業者の負担で設置しなければならない。

4 前各項の消防施設及び標識の設置については、ごみ集積所・消火栓等設置参考図(別紙第5)を参考とするものとする。

6. 生活安全課への添付書類の変更

- ・ 申請書、位置図、現況図、計画平面図、各フロア面積表又は各宅地面積表
⇒ 必要書類全部

7. クリーンセンター事務所の変更

- ・ 新庄クリーンセンター、當麻クリーンセンターを統合
⇒ 葛城市クリーンセンター

葛城市當麻 120 番地 TEL 0745-44-5300